

○令附則第四条による令第四条の読み替比較表

(――は令附則第四条により読み替える部分)

読替え後の規定	読替え前の規定
(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)	(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)
<p>第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受託者が受託業務（当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p> <p>二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>三 受託者が自ら又は環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。</p> <p>四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画（処分又は再生の場所及び方法を含む。）の作成を委託したときは、当該一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生の開始前に、当該計画の内容が環境省令で定める基準に適合するものであることを確認すること。</p> <p>五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。</p> <p>六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集</p>	<p>第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p> <p>二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。</p> <p>四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。</p> <p>五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。</p> <p>六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集</p>

に係る手数料を徴収しないようすること。

七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

九 第四号に規定する基本的な計画に記載され、又は第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

(1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
(2) 受託者（当該受託者が一般廃棄物の処分又は再生を委託しようとする者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法

(4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

に係る手数料を徴収しないようすること。

七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

(1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
(2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法

(4) 処分又は再生を開始する年月日

ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

○令附則第四条による令第四条の三の読み替比較表

読替え前の規定	読替え後の規定
<p>(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第四条の三 法第六条の二第三項の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、第四条（第八号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。</p> <p>二 受託者（当該受託者が受託業務を委託する場合における当該委託に係る特別管理一般廃棄物にあつては、当該委託を受ける者）が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。</p> <p>三 委託契約には、受託者が前二号又は第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において業務の委託を受けた者が前二号に定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができること。</p>	<p>(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第四条の三 法第六条の二第三項の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、第四条（第八号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。</p> <p>二 受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができること。</p> <p>三 委託契約には、受託者が前二号又は第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。</p>

(――は令附則第四条により読み替える部分)